

千葉県社保協通信

2020年度 No.22 2021年 4月 28日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

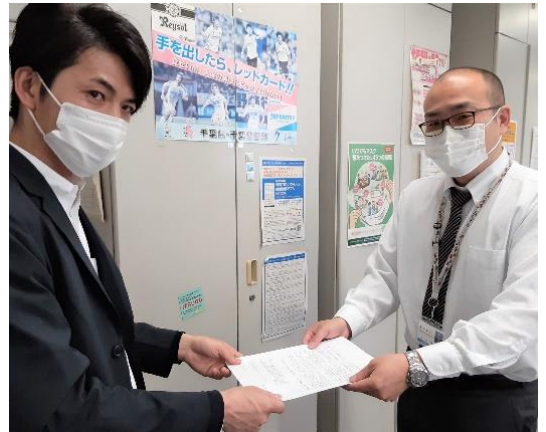
いのちとくらしを守るなんでも相談会実行委員会ちば

新型コロナから県民のいのちとくらし守って!! 熊谷俊人知事に 緊急要請 懇談求める

28日「いのちとくらしを守るなんでも相談会実行委員会ちば」は、県知事宛「新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らしを守るための緊急要請書」を提出。懇談と文書での回答を求めました。 ※要請書を提出する代表 藤岡拓郎弁護士

昨年末と今年3月に行った「いのちとくらしを守るなんでも相談会」などで非正規労働者の雇い止めや収入の大幅減少、年金だけでは生活ができない高齢者、病気や障害で困難を抱えている人、身寄りもなく頼る人がいないと不安を抱く人など、様々な相談が寄せられ、あらためて現在の行政サービスの不十分さや改善すべき点が浮き彫りになりました。

新知事の「新型コロナの長期化により苦しい状況にある中小事業者や県民に寄り添い、各種支援策によって底支えする」との所信表明に期待し、5月中旬の懇談を求めています。一要請項目は裏面参照—



—補足給付の見直し中止・凍結を求める— 「団体署名」とともに寄せられた声

8月から低所得者を対象とした補足給付（施設・短期入所利用者の居住費、食費に対する負担軽減制度）の見直しが予定されています。①食費の引き上げ ②資産要件の見直しです。補足給付は、本人・世帯とも市町村民税非課税の場合に対象。低所得者の負担を引き上げる、しかもコロナ禍のもとでの補足給付の見直しには一分の道理もありません。

県内の特別養護老人ホームを経営する382法人宛に「補足給付の見直しの中止・凍結を求める団体署名」への協力を呼びかけました。以下寄せられた声の一部を紹介します。

▼利用者の負担が増えるとサービスの継続が難しくなってしまう利用者もいる。入所者は介護サービスの利用料のみを支払っている訳ではなく、介護サービスや医療費他の費用もかかっている事を理解してほしいです。

▼食費の引き上げ及び預貯金の基準の引き下げに反対します。このコロナ禍での見直しには大変遺憾に思います。

▼ここ数年、利用料の算定にかかるほぼすべての項目において自己負担が増加しており、低所得者のみならず、高所得者でも経済的な理由により、入所を断念せざるを得ない状況があります。当然、施設入所が必要であるにもかかわらず。

▼(国の予算)削るところが違くないでしょうか?

県憲法共同センター・消費税廃止連絡会・社保協

軍事費より 医療・介護・福祉・教育・・・ コロナ対策に 予算回して!!

27日(火) 12時~13時、JR千葉駅東口で3団体共同の定例宣伝を行いました。コロナ感染拡大のやまぬ中での行動です。不安げに立ち止まって訴えに耳を傾ける高齢の女性に声をかけると、「何もしてくれない国に腹が立ちます」「消費税もコロナ(対策)も」と怒り心頭の様子。

土建、自治労連、千葉労連、新婦人、千商連、県社保協、私教連、共産党の8団体15人が参加。

「改憲NO」「消費税5%へ」「75才医療費2倍化反対」「いのちを守る」署名、合わせて14筆が寄せられました。



◎新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らしを守るための緊急要請事項◎

1. 新型コロナウイルスが原因で生活が困窮している県民に対し、「国民年金」「国民健康保険」の保険料特例減免制度はじめ、「地方税の徴収猶予」や「緊急小口資金」「総合支援資金」「住居確保給付金」等の各種支援金制度を周知させ、速やかに活用できるようにすること。そのために案内・支援のための専用のワンストップサービス窓口を県と市町村の連携で各自治体に設置すること。
2. 「緊急小口資金」等の特例貸付の再延長や償還免除対象者の拡大を国に要望するとともに、「緊急小口資金」等の貸付に関して、市町村によって対応の違いがないか県として調査し、独自施策を実施すること。
3. 生活保護申請の際の「扶養照会」については、3月30日付厚生労働省事務連絡の通り対応するよう周知徹底すること。
4. PCR検査の充実を図ること。
 - ① 無症状感染者による感染拡大を防止するためPCR検査を濃厚接触者に限定せず行うこと。
 - ② 集団感染のリスクが高い医療機関、高齢者施設、学校などでの定期的な検査を実施すること。
 - ③ 感染急増地域における網羅的な検査を実施するなどの検査体制・仕組みづくりを早期に確立し実施すること。
5. 医療、介護、福祉への思い切った財政投入を図り、医師、看護師、介護職員、生活保護担当職員等を大幅に増やすこと。
6. コロナ感染拡大防止対策の要となる保健所の増設・体制強化・人材育成など地域保健衛生施策の拡充を図ること。当面人口20万人に1ヶ所の保健所を設置すること。
7. 新型コロナウイルス感染症をこれ以上拡大させないためにも、職員が安心して職務を遂行するため正確かつ迅速な情報周知、定期的なPCR検査、予防具の確保など万全な労働安全衛生対策を行なうこと。
8. 持続化給付金の再給付や雇用調整助成金など、コロナ禍で営業危機にあるすべての中小企業・個人事業主への直接支援策の拡充・さらなる継続を国に求めるとともに県として独自施策を実施すること。

また、労働局等関係機関と相互の連携をいっそう深め、新型コロナに乗じた解雇が行われないよう指導の徹底を国に求めること。経済団体への要請を強く行うこと。
9. 国民健康保険制度の拡充、保険料（税）の納付などの対応について実態を把握し、以下のように改善すること。
 - ① 厚生労働省通達に基づき、資格証明書が発行されている被保険者に対し、直ちに短期保険証を交付すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症に罹患した国保加入者に「傷病手当金」を支給することについて国は対象を被用者しているが、事業者・フリーランスなど国保加入者すべてとするよう財政確保を国に要請すること。
 - ③ また、「傷病手当金」に対する国の財政支援の対象に「白色事業専従者および青色事業専従者も含まれていること」を県として確認し、自治体保険者に周知徹底すること。
 - ④ 相談窓口で、納税猶予、徴収猶予制度を説明し申請できるようにし、支払困難な被保険者には実態把握を行い、滞納処分の執行停止を行うなど、被保険者への対応について、自治体保険者に徹底すること。

以上